

◎佐賀県条例第29号

佐賀県波戸岬少年自然の家設置条例

(設置)

第1条 自然の中で団体生活、野外活動、自然観察、研修等を行うことを通じて少年の健全な育成を図るとともに、利用者と地域との新たなつながりの創出による交流人口の増加及び地域の振興に寄与するため、佐賀県波戸岬少年自然の家（以下「波戸岬少年自然の家」という。）を設置する。

(位置)

第2条 波戸岬少年自然の家は、唐津市に置く。

(指定管理者)

第3条 知事は、波戸岬少年自然の家の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 波戸岬少年自然の家の運営に関する業務
- (2) 波戸岬少年自然の家の施設の利用に関する業務
- (3) 波戸岬少年自然の家の施設の維持及び管理に関する業務

3 第1項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(利用料金)

第4条 波戸岬少年自然の家の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、類似の施設の料金を考慮して、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定により行う指定管理者の指定及び第4条第2項の規定による利用料金の設定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(佐賀県少年自然の家設置条例の一部改正)

- 3 佐賀県少年自然の家設置条例（昭和50年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後														
<u>佐賀県少年自然の家設置条例</u> (設置) 第1条 少年の健全な育成を図るため、自然の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行う施設として、<u>少年自然の家</u>を設置する。 (名称及び位置) 第2条 少年自然の家の<u>名称及び位置</u>は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>佐賀県北山少年自然の家</td><td>略</td></tr><tr><td><u>佐賀県波戸岬少年自然の家</u></td><td><u>唐津市</u></td></tr></table>	名称	位置	略		佐賀県北山少年自然の家	略	<u>佐賀県波戸岬少年自然の家</u>	<u>唐津市</u>	<u>佐賀県黒髪少年自然の家及び佐賀県北山少年自然の家設置条例</u> (設置) 第1条 少年の健全な育成を図るため、自然の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行う施設として、<u>佐賀県黒髪少年自然の家及び佐賀県北山少年自然の家</u>（以下「<u>少年自然の家</u>」という。）を設置する。 (位置) 第2条 少年自然の家の位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>佐賀県北山少年自然の家</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	略		佐賀県北山少年自然の家	略
名称	位置														
略															
佐賀県北山少年自然の家	略														
<u>佐賀県波戸岬少年自然の家</u>	<u>唐津市</u>														
名称	位置														
略															
佐賀県北山少年自然の家	略														